



梅田変遷 「梅田」界隈の大変革を、昔の人が見たら腰を抜かし、どんな顔をするのか興味津々、由来を調べる。江戸時代以前から、下原と呼ばれる低湿地帯に、泥土を埋め立て田畑を拓いたことから、「埋田」と呼ばれていた。後世に字面（ジヅラ）が悪いと、綱敷天神社や露天神社に縁のある梅をあてて「梅田」にしたと記されている。初代大阪駅が明治7年開業「梅田すてんしょ」と呼ばれて人々に愛され、「梅田」が正式の地名に認知されたという。今日も乱立する大型クレーン群が、ますます梅田の表情を変えていく。街は世につれ 人につれ 何処まで行けば気がすむのか浪華人。

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
- 標準報酬月額「随時改定」
- 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？
- 短期在留外国人の脱退一時金の制度について
- 協会けんぽからのお知らせ ・東日本大震災による被災者の皆さまへ ・医療費が高額になったとき「高額療養費」のご案内
- 健康保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき「高額介護合算療養費」のご案内
- インターネットサービス「ねんきんネット」

職場内で回覧しましょう

「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？

まだ提出されていない
場合は至急届出を

健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者一人ひとりに対して、4・5・6月の3カ月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届出することになっています。

年金事務所では、この届出にもとづいて被保険者の標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

このように「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものですから、届出が遅れたり、誤った届出をしますと標準報酬月額の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響をおよぼすことにもなります。

「算定基礎届」の届出は、本年は7月11日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、至急管轄の年金事務所の受付窓口へ届け出ましょう。

「算定基礎届」の届出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検してください。また、6月に年金事務所から送付されている「算定基礎届総括表」についても、必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。

くわしくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

標準報酬月額「随時改定」

ベースアップなどがあったときは、「月額変更届」を提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者一人ひとりの標準報酬月額は、事業主からの届出にもとづいて決定されます。保険料額や保険給付額の計算の基礎となる重要なものですから報酬月額は正しく届出されることが必要です。

昇給や降給などにより被保険者が受ける報酬に変動が生じたときは、その3カ月後に標準報酬月額の随時改定に該当するかどうかを被保険者一人ひとりについて確認する必要があります。

そこで、今回は標準報酬月額の「随時改定」について説明します。

随時改定とは

被保険者の標準報酬月額は、被保険者資格を取得したとき（＝取得時決定）、および毎年7月に提出する「算定基礎届」（＝定時決定）によって決定されます。

しかしながら、この取り扱いだけでは昇給や降給などにより報酬が変動した場合、すでに決定されている標準報酬月額と被保険者が現実には受ける報酬の実態とがかけ離れてしまうことになります。

そこで、昇給や降給などにより報酬に著しい変動があった場合は、昇降給のあった月以降、継続する3カ月間の報酬をもとにして4カ月目の月から標準報酬月額を改定することになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、このときに提出する届書が「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」です。

随時改定の要件

随時改定は、次の2つの要件に該当するときに行われます。

- ①昇給または降給などにより、固定的賃金に変動があったとき。
 - ②固定的賃金の変動月以降継続する3カ月（この3カ月は、いずれの月も報酬の支払いの基礎となった日が17日以上あることが必要）に受けた報酬の平均月額にもとづく標準報酬等級と、現在の標準報酬等級とを比較して2等級以上の差が生じたとき。
- なお、固定的賃金の変動だけで2等級以上の差がなく

ても、残業手当等の非固定的賃金を含めた報酬で2等級以上の差がある場合は、この要件に当てはまるものとして取り扱われます。

固定的賃金の変動

固定的賃金とは、基本給、家族手当、役職給、住宅手当などのように支給額や支給率が決まっているものをいい、その変動とは次のような場合が考えられます。

- ①昇給または降給があったとき。
- ②日給から月給に変わったなど、給与体系に変更があったとき。
- ③日給や時間給などの基礎単価に変更があったとき。
- ④歩合給の単価や歩合率に変更があったとき。
- ⑤家族手当、住宅手当、役職手当など固定的な手当が新たに支給されるようになったとき、または支給額に変更があったとき。

標準報酬改定通知

届出の内容をもとに、年金事務所から「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」が送付されますので、その内容をすみやかに被保険者へ知らせなければなりません。

なお、届書の記入にあたっては、支払基礎日数や支払報酬額などに誤りがないように十分注意し、わからない点があれば管轄の社会保険事務所に問い合わせのうえ正しく届け出るようにしましょう。

ご家族に国民年金第1号被保険者がいらっしゃる方へ

国民年金保険料の 免除制度をご存じですか？

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。



全額免除制度

保険料の全額（月額15,020円）が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

●全額免除となる所得のめやす

前年所得が【（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円】の計算式で計算した金額の範囲内であること
※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

〈特例免除〉

特例免除は退職（失業）された方の所得を除外して審査をします。

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。手続きには、雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要となります。

詳細は、最寄りの年金事務所・市町村担当窓口までお問い合わせください。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部納付は3種類です。一部納付の納付額と年金額は以下のとおりです。

- 1/4納付（3,760円を納付） → 年金額は5/8
- 半額納付（7,510円を納付） → 年金額は6/8
- 3/4納付（11,270円を納付） → 年金額は7/8

●一部納付となる所得のめやす

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 1/4納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 3/4納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

一部納付制度



ご注意ください!!

一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じとなるため、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

若年者納付猶予制度

保険料の全額（月額15,020円）が猶予されます。

若年者納付猶予制度とは、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20歳台）の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、世帯主の所得により全額免除に該当しない20歳台の方が申請できる制度です。

ただし、若年者納付猶予制度を受けた期間は、追納しない限り将来受ける年金額に反映されません（支給資格期間には算入されます）。

●若年者納付猶予となる所得のめやす

所得基準の計算方法は全額免除制度の場合と同じですが、世帯主の所得は審査から除かれます。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

申請は…

お住まいの市町村役場（国民年金担当窓口）またはお近くの年金事務所です。平成23年度（平成23年7月～平成24年6月）の申請は平成23年7月から受付を開始しております。

※平成22年度（平成22年7月～平成23年6月）の申請は、平成23年8月1日までです。申請をご希望の方は期限内の手続きをお願いいたします。

保険料の追納について

保険料の全額免除や一部納付の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります（若年者納付猶予制度については、年金額に反映されません）。

そこで、これらの期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができるようになっています（保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます）。

詳細は最寄りの年金事務所・市町村担当窓口までお問い合わせください

短期在留外国人の 脱退一時金の制度について

日本国籍を有しない方が、国民年金、または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、出国後2年以内に脱退一時金を請求することができます。

国民年金の脱退一時金を受け取るためには、第1号被保険者として保険料を納めた月数（4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算）が6月以上必要です。

厚生年金保険の脱退一時金を受け取るためには、厚生年金の保険料を納めた月数が6月以上必要です。

日本年金機構ホームページより脱退一時金請求書をダウンロードすることができます。



手続き、ご相談はお近くの年金事務所へお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

東日本大震災による被災者の皆さまへ

平成23年7月1日から 医療機関等の窓口での取り扱いが変わりました

東日本大震災で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

震災に伴い、被災された加入者の皆さまに対して、健康保険証の提示、一部負担金等について、特例的な取り扱いを行ってまいりましたが、今般の政府による立法措置に伴い、平成23年7月1日(金)から次のとおり変更されましたので、お知らせいたします。

1 医療機関等において、保険診療を受ける際には、窓口での健康保険証等の提示が必要になります

2 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります

平成23年6月30日までは、被災により、保険医療機関の窓口で申し出ることにより、窓口負担が免除される取り扱いになっていましたが、平成23年7月1日からは、ご加入の健康保険の保険者が発行する「一部負担金等の免除証明書」の提示が必要となりました。免除証明書の発行については加入者からの申請が必要となります。

なお、一部負担金等の免除の対象となる方がすでに医療機関等の窓口で一部負担金等のお支払いをされている場合は、お支払いいただいた一部負担金等を還付いたします。還付を受けるためには申請が必要となります。

免除の要件 次の(1)(2)両方の項目に該当する方

- (1)災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域にお住まいの方（地震の発生以後、他市町村に転出した方を含む）適用地域はこちらをご覧ください
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,73910,98,155.html#D>
- (2)東日本大震災により、次のいずれかの状態になられている方
 1. 住家が全半壊（全半焼）した方
 2. 被保険者が重篤な傷病を負っている方
 3. 被保険者が行方不明となっている方
 4. 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域に指定された方
 5. 特定避難勧奨地点に住居しているため避難を行っている方
 6. 長期避難世帯となった方
 7. これらに準じた事情のある方（主たる生活維持者が亡くなられた、重篤な傷病を負った、行方不明である など）

免除証明等についての詳しい説明や最新の情報、申請用紙のダウンロードは、ホームページをご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/10,66238,125.html>

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/1.html>

電話 06-6201-7070(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽからのお知らせ

医療費が高額になったとき 「高額療養費」のご案内

高額療養費とは、入院や外来等で1つの月の医療費が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合にその超えた部分の医療費が払い戻されるという制度です。

● 自己負担限度額はいくら？（70歳未満の場合）

所得区分	自己負担限度額	
	多数該当※以外の場合	多数該当※の場合
上位所得者	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1％	83,400円
一般	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

○上位所得者とは、診療を受けた月の標準報酬月額が530,000円以上の被保険者とその被扶養者をいいます。
○低所得者とは、市区町村民税が非課税等の被保険者とその被扶養者をいいます。なお、低所得者の方は、申請時に市区町村民税の非課税証明書等の添付が必要です。

※多数該当とは

同一世帯で、診療を受けた月以前12カ月間に、すでに3カ月以上高額療養費を支給されている場合、4カ月目からは自己負担限度額が多数該当の金額に軽減されます。



● 本人や家族が複数の医療機関を受診した場合

本人や扶養家族が1つの月に1つの医療機関で支払った自己負担額が21,000円以上のものが2つ以上あれば合算することができます。合算した金額が自己負担限度額（上記表）を超えた場合はその超えた金額が支給されます。

※被保険者や扶養家族に70歳以上75歳未満の方がいる場合は、自己負担限度額や合算方法が異なります。詳しくは協会けんぽまでお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,268,25.html>

● 手続き方法

高額療養費支給申請書（1カ月につき1枚）に必要な事項をご記入のうえ、協会けんぽにご提出ください。申請用紙はホームページからダウンロードできます。

なお、被保険者の方が市区町村民税非課税の場合、非課税証明書の添付が必要です。非課税証明書の年度は、4～7月診療分については前年度分を、8月～翌年3月診療分についてはその年度の証明書を添付してください。

● 入院の場合は「限度額適用認定証」であらかじめ負担を少なくできます

70歳未満の方が入院する場合は、事前に協会けんぽから「限度額適用認定証」の交付を受けることで、医療機関の窓口で支払う金額が、自己負担限度額までとなります。手続きは「限度額適用認定申請書」に健康保険証のコピーを添付して、協会けんぽにご提出ください（低所得者の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」での手続きが必要となります）。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/1.html>

電話 06-6201-7070（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽからのお知らせ

健康保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき
「高額介護合算療養費」のご案内

世帯内の同一の健康保険の加入者について、毎年8月から1年間にかかった健康保険と介護保険の自己負担を合計し、下記算定基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

申請手続きは、毎年7月31日時点で加入している医療保険者（協会けんぽなど）に行います。

ご注意ください！

- 健康保険、介護保険のいずれかの負担がない場合はこの制度の対象になりません。
- 高額療養費および高額介護サービス費支給後の自己負担額が対象になります。
- 自己負担額には、入院時の食事代や差額ベッド代、保険外診療等は含まれません。
- 基準を超えた金額が501円以上の場合に支給されます。

● 算定基準額

●70歳未満の方

①	上位所得者（被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合）	126万円
②	一般（①・③以外の場合）	67万円
③	低所得者（被保険者が市町村民税非課税の場合）	34万円

●70～74歳の方

①	現役並み所得者（高齢受給者証の負担割合が3割となっている場合）	67万円
②	一般（①・③・④以外の場合）	56万円
③	低所得者Ⅱ（被保険者が市町村民税非課税の場合）	31万円
④	低所得者Ⅰ（③のうち、被保険者とその被扶養者全員の所得が一定以下の場合※）	19万円

* 70歳未満と70歳以上が混在する場合はお問い合わせください

※ 年金収入80万円以下等

● 請求手続き

介護保険（市町村）に申請して、介護分の自己負担額の証明書の交付を受けます。

（※計算期間中に協会けんぽ以外の健康保険に加入していた場合、その保険者における自己負担額の証明書の交付も受ける必要があります）



その証明書を「高額介護合算療養費支給申請書」に添えて、協会けんぽにお送りください。

（※被保険者が市町村民税非課税の場合、非課税証明書の添付が必要です）

申請書の入手方法…協会けんぽのホームページからダウンロードできます

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/9,0,123.html>

高額介護合算療養費について、さらに詳しくは、こちらをご覧ください

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/resources/content/25518/20090930-170920.pdf>

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/1.html>

電話 06-6201-7070（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

インターネットサービス 『ねんきんネット』

ぜひご利用
ください!!

『ねんきんネット』ってなに?

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

国民年金や厚生年金保険などの加入状況が一覧で確認でき、年金に加入されていない期間や標準報酬月額の変動などの記録がわかりやすく表示されています。

※旧法による年金受給者および共済年金加入中の方は、ご利用いただけませんのでご了承ください。



どんなことができるの?

●いつでも、最新の年金記録が確認できます!

24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。

今後、「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

●記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

●「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります!

画面の指示にしたがって、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

●将来の年金額が試算できます! (平成23年秋以降予定)

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は?」といった、知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を、平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

インターネットが使えない人はどうするの?

インターネットのご利用の難しい方は、年金事務所の窓口でも年金記録をご確認いただけます。
(ご本人であることが確認できる証明等を窓口で提示していただく必要があります)

登録はこちら!!

「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

(<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>)
をご覧ください。

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

0570-058-555へ

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」へ

【受付時間】 月～金曜日：午前9:00～午後8:00まで
第2土曜日：午前9:00～午後5:00まで

「ねんきんネット」表示画面のイメージ

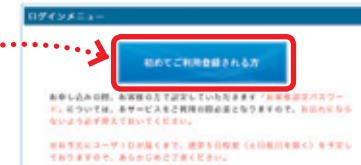


「ねんきんネット」申し込み手順

1. 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL:<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

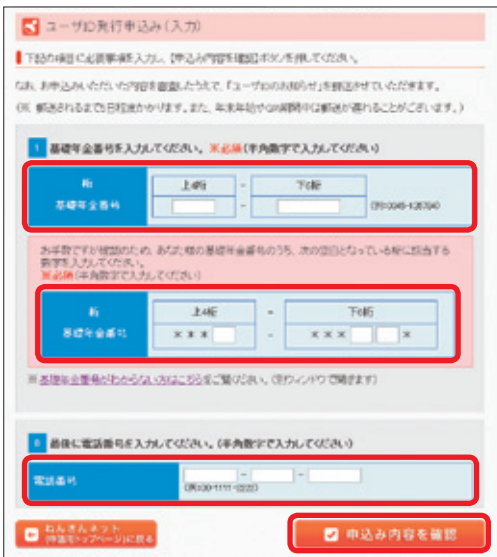


左記画面(ねんきんネット サービスページ)が表示されますので「ご利用登録(アクセスキーをお持ちでない方)」ボタンをクリックします。

「アクセスキー (※)」をお持ちの方は、「ご利用登録 (アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

※「アクセスキー」は、平成23年4月以降に被保険者に発行される平成23年度の「ねんきん定期便」や、平成23年3月以降に受給者に送付される「ねんきんネットのお知らせ」に記載されている17桁の番号です。

3. ユーザ ID 発行申込みの情報入力



左記画面が表示されますので、必要な情報(基礎年金番号、氏名、ご住所等)を入力し画面下の「申込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示にしたがい進めていくことで「ユーザ ID 発行申込み(完了)」画面が表示されます。申込みから約5日程度で、「ユーザ ID」が郵送されます。



「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザ ID」および申込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

※入力いただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、ID が発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

画面イメージは今後変更される場合があります。

お問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

0570-058-555

(IP電話・PHSの場合) **03-6700-1144**

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第2土曜日より午前9時00分～午後5時00分
(祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。※IP電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金がかかります。※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。